

(5) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分		合 計		
	支払金額	源泉徴収税額	老人等非課税、 財形貯蓄非課 税分支払金額	その他の 非課税分 支払金額	支払金額	源泉徴収税額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
公 債	112,101	16,748	14,279	7,227	133,607	16,748	
社 債	216,286	32,443	1,624	9,825	227,735	32,443	
預 貯 金	郵便貯金	244,432,413	36,664,862	76,997,757	1,434,965	322,865,135	36,664,862
	銀行預金	11,435,196	1,714,136	3,024,763	3,386,468	17,846,427	1,714,136
	銀行以外の金融 機関の預金利子	6,665,436	1,000,482	1,847,205	6,276,361	14,789,002	1,000,482
	勤務先預金 の利子	1,478,643	221,353	4,467	-	1,483,110	221,353
合同運用信託の 収益の分配	801,263	119,791	211,235	31,737	1,044,235	119,791	
公社債運用信託の 収益の分配	6,347	956	2,207	-	8,554	956	
小 計	265,147,685	39,770,771	82,103,537	11,146,583	358,397,805	39,770,771	
定期積金の給付 補てん金等	1,669,481	250,923	-	46,653	1,716,134	250,923	
匿名組合契約等に 基づく利益の分配、 生命保険等の差益	77,533	11,661	-	-	77,533	11,661	
割引債の償還差益	-	-	-	-	-	-	
計	266,894,699	40,033,355	82,103,537	11,193,236	360,191,472	40,033,355	

調査対象等：平成14年2月から平成15年1月までの利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(注) 「その他の非課税分」は、所得税法第11条《公共法人等及び公益信託に係る非課税》のほか、租税特別措置法第5条《納税準備預金の利子の非課税》、第8条《金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の附適用》等に規定する非課税分である。